

進む大企業減税と増大する内部留保

小栗 崇資
駒澤大学教授

於・駒澤大学
2016年2月16日



進む大企業減税と 増大する内部留保

駒澤大学経済学部
小栗崇資

序 基礎知識をクイズで確認してみよう！(1)

利益とは何か？

<クイズ1> 10万円で原価1000円の商品を100個仕入れ、売価2000円で70個販売して14万円を手に入れました。利益はいくらでしょうか？

(答え)

(1)4万円 (2)7万円 (3)14万円 (4)その他

正解は、(2)7万円！

(1)4万円は現金の増加のみ。14万円－10万円＝4万円

商品1個の利益は、2000円－1000円＝1000円

1000円×70個＝7万円 30個は在庫でさらに販売

*利益とは目で見えず、計算(会計)によってのみ把握可能
計算の仕方、利益を変化させることもできる

基礎知識をクイズで確認してみよう！(2)

日本の企業の数は？

<クイズ2> 株式会社の数は？

(1)約5千社 (2)約1万社 (3)約100万社 (4)約250万社

(関連問題)

大会社の数は？ 上場会社の数は？

株式会社の数 約250万社

大会社の数 約1万5千社 (資本金5億円、負債200億円以上)

資本金10億円以上の大会社 約5千社

上場会社の数 約3700社

*全企業の利益額を把握できるか？

全企業は推計で把握、大会社・上場会社は実数で把握可能

法人所得については国税庁の統計で表示

1. 内部留保とは何か？

企業の利益はどう計算されるか？(損益計算書で表示)

①商品・製品の販売総額－その原価総額＝売上総利益(粗利)

売上高(1億円)－売上原価(6000万円)＝4000万円

②売上総利益－販売費・一般管理費＝営業利益

人件費、引当金繰入 (本業からの利益)

減価償却費など

4000万円－2500万円＝営業利益 1500万円

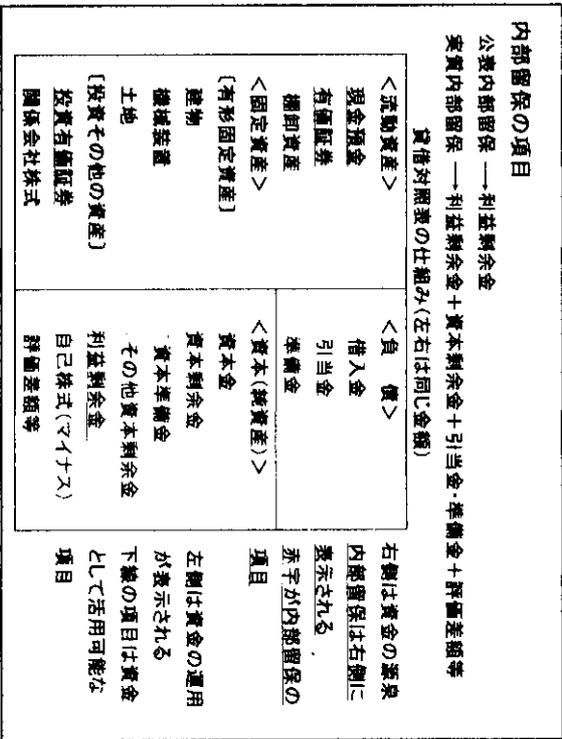
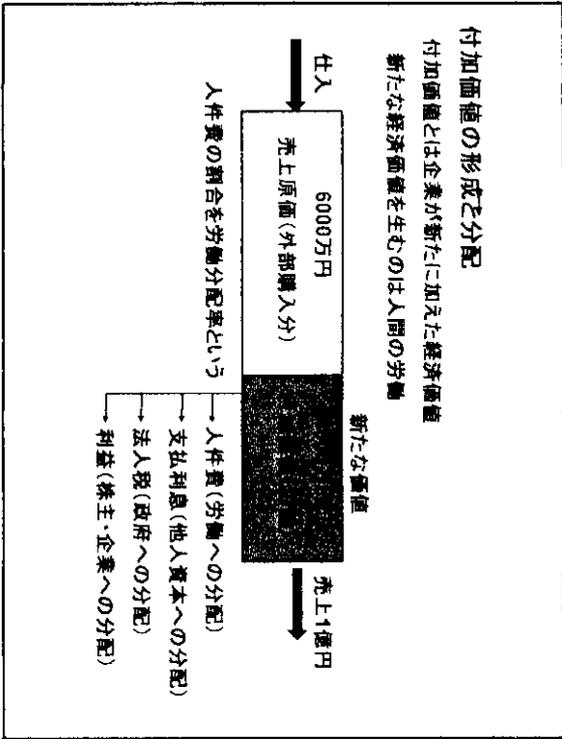
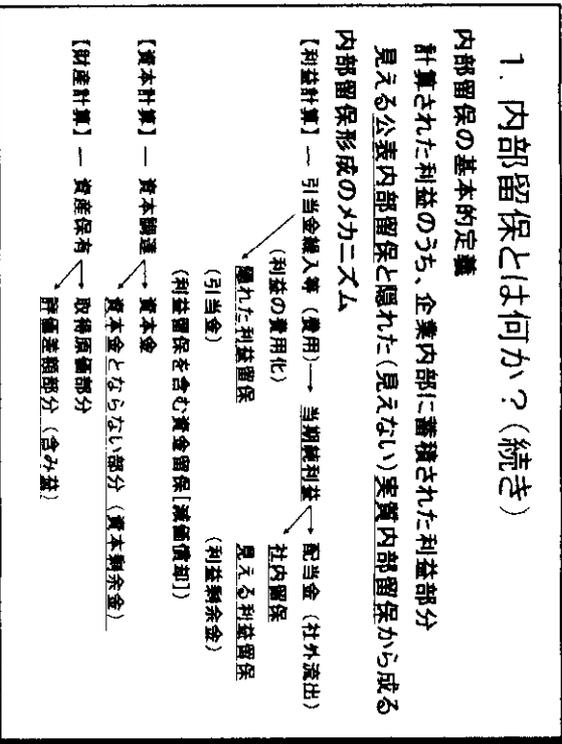
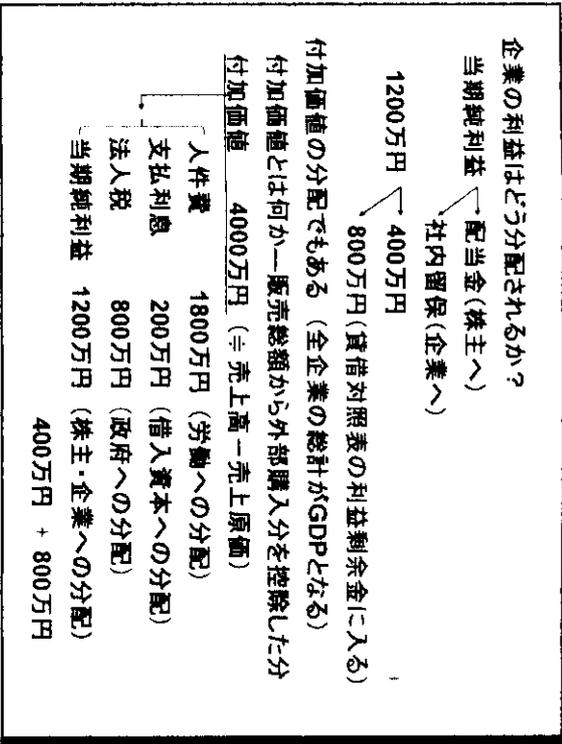
③営業利益＋営業外収益－営業外費用＝経常利益

(受取利息・受取配当金等)(支払利息等) (経常的な利益)

1500万円＋(700万円－200万円)＝経常利益 2000万円

④経常利益－法人税等(約40%)＝当期純利益

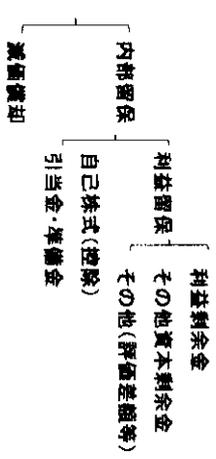
2000万円－800万円＝当期純利益 1200万円



なぜ内部留保の項目となるか？

「引当金」→予想される将来の支出に備えて資金を蓄えておく項目
 <例>修繕引当金(修繕に備える)、賞与引当金(賞与に備える)
 「準備金」→引当金と同じだが、特別の法律で定められたもの
 <例>株式取引損失準備金(証券業界)、風水準備金(電力業界)
 引当金・準備金は利益を減らすことで作られる。(支出となるかはアインズ)
 収益-費用(引当金繰入)=利益(引当金の分だけ減少)
 「その他資本剰余金」資本準備金以外の資本取引から来る剰余金
 自己株式処分差益 → 自己株式を売却した場合の差益
 会社法(2006年)で、配当可能なものと認定(利益剰余金と同じ扱いとなる)
 「資本準備金」株式発行への払込のうち半分を資本準備金にできる
 株式払込 → (半分)資本準備金 維持すべき額
 (半分)資本準備金 取崩しが可能
 会社法で、取崩しが容易になり、配当が可能となる(利益剰余金と同列)
 資本準備金を取崩し、「その他資本剰余金」に移すことで配当が可能

法人企業統計(財務省)における内部留保



法人企業統計と内部留保の捉え方では共通(日本銀行も同じ)
 利益剰余金、その他資本剰余金、評価差額等、引当金・準備金
 * 法人企業統計の問題点(相違点)
 ・資本準備金も加えるべき → 会社法で取崩しによる配当を容認しており、
 利益剰余金と同列とみなすべきである
 ・自己株式の控除が問題 → 以前の商法では資産税(金庫株)

資本準備金を取崩して配当に回すことが2006年会社法で可能となる
 損失により利益剰余金がマイナスになったため、資本準備金を取崩して配当
 支払いを行った事例(『日本経済新聞』2009年6月4日)。
 (単位百万円、▲はマイナス)

学 研	繰上損失	利益剰余金	年間配当金
サントリー	▲1,979	▲639	845
石塚硝子	▲2,026	▲675	105
シタックス	▲2,499	▲2,499	613
フオーパブル	▲2,697	▲1,353	172
東京機械製作所	▲6,096	▲2,882	359
デルハニチロ	▲8,159	▲7,178	1,524
第一三共	▲264,662	▲252,370	56,315

2. 巨額な内部留保の蓄積

21世紀以降の巨額な内部留保<資料1・表1>
 法人企業統計から見た大企業の内部留保

(資本金10億円以上、約5000社)

	2001年	2012年	倍率
総 資 産	591.4兆円	748.1兆円	126.6%
公表内部留保	84.7兆円	142.8兆円(58.1兆円増)	168.6%
実質内部留保	167.8兆円	283.7兆円(115.9兆円増)	169.1%

(資本金10億円以上の会社データは全額調査なので実態を養わず！)
 日本の国家予算 約 95兆円(2015年度)
 日本のGDP 約480兆円(2013年度)

* 問題点 → 個別企業のデータのみ(企業は企業グループとして経営)
 企業グループのデータが重要 → 上場企業の連結会計データが重要

上場企業の公表内部留保(連結利益剰余金)(2012年)
 企業グループの内部留保は連結財務諸表上の利益剰余金で表示
 上位20社(資料2・左上の表) 67.2兆円

上位150社	143.2兆円	→	150社だけで個別500社の内部留保に匹敵
151~500位	44.1兆円		
501~1000位	18.9兆円		
1001~3429位	13.0兆円		
合計	219.2兆円	←	5000社の実質内部留保に迫る

法人企業統計(5000社) ← → 上場企業連結データ(3500社)
 公表内部留保 142.8兆円 公表内部留保 219.2兆円
 実質内部留保 283.7兆円 実質内部留保 400兆円以上?

3. 内部留保はどう使われているか?

設備投資(有形固定資産)と金融投資の総資産に占める割合
 * 金融投資(金融資産) → 現金預金 + 有価証券 + 投資有価証券

年	有形固定資産	金融資産
1980年	28.2%	19.9%
1985年	32.7%	20.0%
1990年	29.7%	24.2%
1995年	36.1%	21.3%
2000年	36.0%	22.6%
2005年	32.7%	26.0%
2009年	28.2%	32.1%(2009年で逆転)
2010年	27.7%	33.3%
2012年	25.7%	34.2%

利益剰余金の総資産に占める割合 <資料1・表2>

1970年代(1971~1980年)	0.3ポイントの減少(8.9% → 8.6%)
高度成長にブリーキ、低成長に移行(内部留保が減少!)	
1980年代(1981~1990年)	3.3ポイントの増加(8.7% → 12.0%)
85年からバブル経済が開く(内部留保の急増)	
1990年代(1991~2000年)	2.4ポイントの増加(12.3% → 14.7%)
90年代不況になり日本経済が低迷(それなりに内部留保が増加)	
2000年代(2001~2010年)	5.2ポイントの増加(14.3% → 19.5%)
6年連続最高益とリーマンショック(かつてなく内部留保が急増)	

2000年代は日本経済の歴史上かつてなく内部留保が増大
 なぜこのような内部留保の急増となったのか?

良い内部留保と悪い内部留保?

良い内部留保 → 設備投資(工場建設、支店拡張など) → 内需・雇用増大
 悪い内部留保 → 金融投資、海外投資 → 国内の需要・雇用を生まない
 内部留保は設備投資に使われてはいない(悪い内部留保!)

金融投資(マネーゲーム)に投下
 企業グループ(子会社)に投下(近年は海外子会社とM&A)

	2001年	2012年	倍率
設備投資(固定資産)	217.9兆円	192.5兆円(25.4兆円減)	88.3%
金融投資(金融資産)	131.8兆円	255.7兆円(123.9兆円増)	194.0%
有価証券	7.6兆円	14.8兆円	194.7%
投資有価証券	86.8兆円	194.6兆円	224.2%
(うち子会社投資(推計) 69.4兆円 155.7兆円(86.3兆円増) 224.4%)			

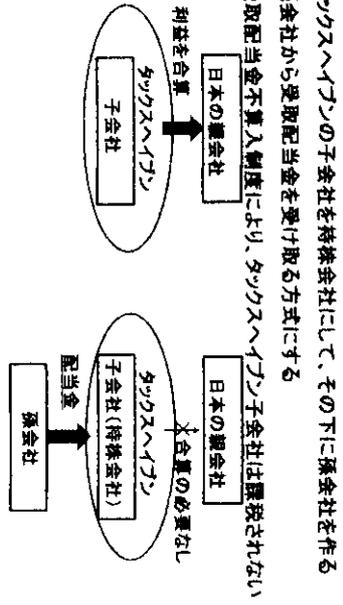
* 金融投資の123.9兆円増に実質内部留保の増加分(115.9兆円)が投下

海外子会社投資の問題点

- ①タックスヘイブン(租税回避地)を利用した租税回避的投資
 - タックスヘイブン(Tax Haven) 法人税・所得税が安い(兼税の国)
 - バミューダ諸島などカリブ海の島国、モナコなどヨーロッパの小国
 - 海外直接投資実績高(日本銀行)
 - 1位アメリカ26.0兆円 2位オランダ8.2兆円 3位中国8.0兆円
 - 4位ドイツ5.2兆円(オリンパス紛争事件で使われたタックスヘイブン)
 - 海外証券投資実績高(日本銀行)
 - 1位アメリカ102.4兆円 2位ドイツ49.8兆円 3位イギリス18.7兆円
- 「世界の資産家が租税回避地(タックスヘイブン)に属した金融資産の総額は2010年末の時点で推定21兆~32兆ドル(約1650兆~2600兆円)に達し、米国と日本の国内総生産(GDP)を合わせた規模以上になる」とみられる(米CNN、2012年)
- ②外国子会社配当金不算入制度(1999年~)
 - 外国子会社からの配当金の95%は非課税となる制度
 - タックスヘイブンの子会社は課税だが、孫会社からの配当金は非課税

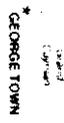
タックスヘイブン税制

一般的に国際課税では、子会社のある国に子会社から納税
 しかし、タックスヘイブンでは課税が無いので租税逃れとなる
 そこで、タックスヘイブン子会社の利益を日本の親会社に強制的に合算
 租税回避の抜け穴

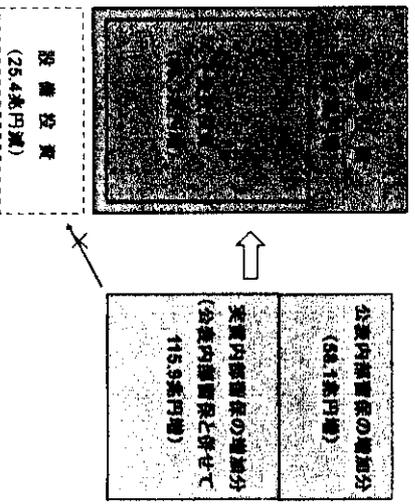


ケイマン諸島(イギリス領)

カリブ海に浮かぶ3つの島から成り、人口5万7千人
 ベーバーカンパニーの数、7万5千社(5番目に多いタックスヘイブン)
 金融犯罪の温床となる15か国
 のうちの1つ(FATF)
 ベーバーカンパニーとは?
 会計事務所・法律事務所が
 代行する書類上の会社
 (例)ケイマンの子会社を通して
 アメリカに商品を販売
 *最近ではタックスヘイブン税制、移転価格税制で規制が強化



3. 内部留保はどう使われているか?(まとめ)
 激増した内部留保はどう使われたのか(2001~2012年)?



4. 巨額な内部留保はどうか?

①人件費の削減分が内部留保に転化

	2001年	2012年	倍率
従業員給付	52.0兆円	49.9兆円	96.0%
1人当り賃金	764万円	686万円	89.8%

<試算> 2001年の給付が維持されていた場合の抑制分=計23.2兆円

2002年度1.8兆円、2003年度2.1兆円、2004年度2.9兆円、2005年度3.5兆円、2006年度3.5兆円、2007年度2.8兆円、2008年度2.3兆円、2009年度0.8兆円、2010年度0.8兆円、2011年度0.6兆円、2012年度2.1兆円

* 内部留保増加分58.1兆円のうち、23.2兆円(40.0%)は人件費削減分からの留保

人件費の削減は日本経済へのマイナス効果をもたらす
負のスパイラル→消費の冷え込み、内需の低迷、国内投資の減少

②法人税減税分が内部留保に転化

<法人税率の推移>



法人税減税と消費税の関係

法人税 1990年37.5%、98年34.5%、99年30.0%、12年25.5%、15年23.9%
消費税 1989年3%、97年の増税(3%から5%)、14年の増税(5%から8%)

2001年～2012年の法人税減税分を算出

法人3税(法人税+住民税+事業税、実効税率という)で計算

1997年までは49.98%、01年から11年までは40.86%、12年には35.64%
減税がなかった場合の支払額との差額を計算(22.3%、12年のみ40.2%)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
支払額	1,587	6,128	7,520	7,864	9,498	9,843	10,520兆円
差額	0.354	1.367	1.677	1.754	2.118	2.195	2,346兆円
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年		
支払額	6,632	5,602	6,379	6,489	7,202		
差額	1,479	1,249	1,423	1,447	3,025	合計額20.4兆円	

* 内部留保増加分58.1兆円のうち、20.4兆円(35.1%)は減税分から回る

税制の問題点—大企業・高額所得者への優遇税制

法人税減税は効果があるのか?

大企業の実質法人税負担率(表面税率30%、2010年時)

資本金1～5億円 24.68%

資本金50～100億円 22.44%

資本金100億円以上 14.32%

なぜ大企業の実質負担率が低いのか?

研究開発費に関する税額控除

海外投資等損失準備金への免税

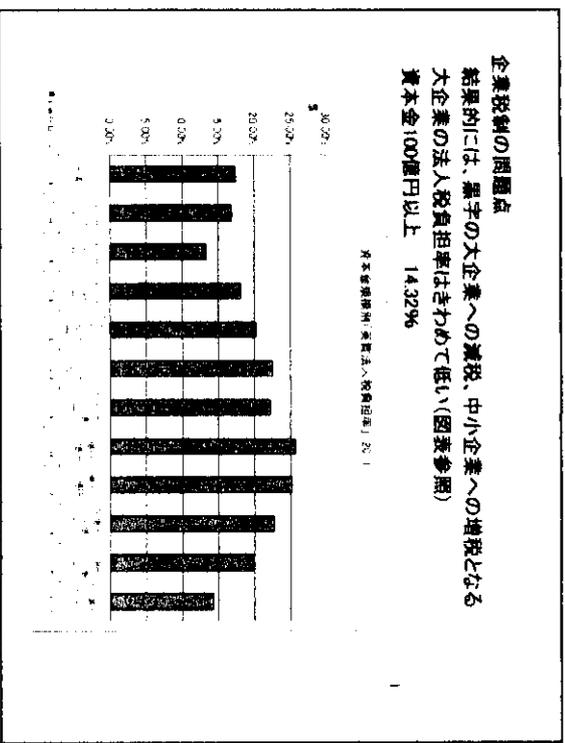
受取配当金への課税除外(子会社は95%～100%、その他は50%)

2003年～2011年(資本金10億円以上の大企業)

57.7兆円の受取配当金 → 課税除外42.5兆円

(高関幸雄『税金を払わない大企業』文春新書、98頁)

減税しても日本経済への成長効果が生まれない!



税負担率が極端に低い企業(5期通算)

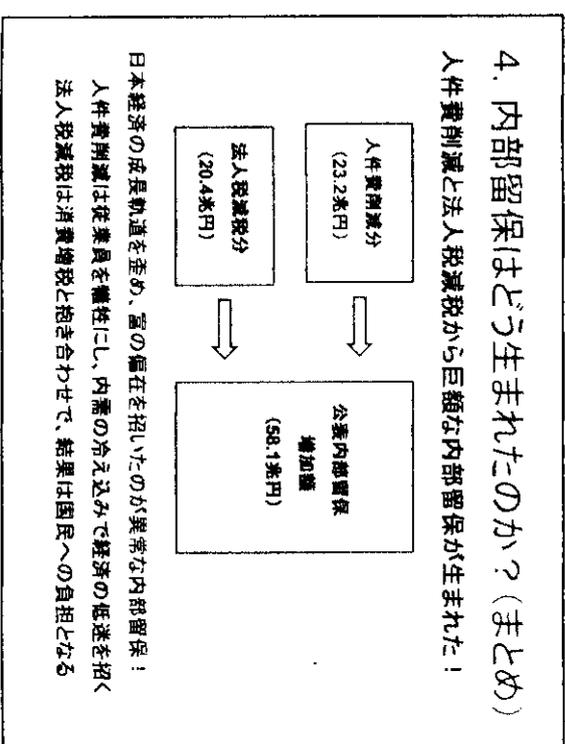
利益	法人税	負担率
みずほFG 1兆2219億円	2億円	0.02%
東京海上 3321億円	15億円	0.46%
三井住友FG 6047億円	24億円	1.33%
三菱UFJ 1兆4186億円	197億円	1.39%
三井不動産 3148億円	453億円	14.41%

高額所得者の所得税は逆累進ではないか？(資料2・左下の表)

所得額	所得税負担率
所得額~1億円	28.3%
所得額~50億円	15.8%
所得額~100億円	13.5%

株式譲渡所得は分離課税で10%のみ課税(2014年から20%)

受取配当金への課税は可能か？
 通説 受取配当金への課税は二重課税
 子会社ですべてに課税され税引後利益から配当金が支払われる
 この配当金に課税すれば二重課税
 法人課制税一株主が会社を構成、利益は大半が配当に回り、所得に課税
 法人税はその前取り
 1段階目一利益に法人税課税(税引後利益から株主に配当)
 子会社からの配当金は除外(子会社利益に課税されているので)
 2段階目一株主の所得(受取配当金)に所得税課税(10~20%)
 重層税 → 日本の個人株主比率は約20%で、あとは法人株主等
 課税されるのはわずかな個人株主で、法人は非課税のまま
 2段階目の課税が無いに等しい
 * 子会社以外からの受取配当金は50%が課税対象(控除を妨ぐため)



5. 内部留保の活用は可能か？

内部留保は資金として社会的に活用することが可能
富の偏在(格差)の是正

内部留保は換金性資産として活用可能 <資料1・表3>

換金性資産＝現金・預金、有価証券、自己株式の合計

換金性資産(推計)＝換金性資産＋投資有価証券(子会社投資を除く)

	2001年	2012年	倍率
換金性資産	52.5兆円	82.6兆円	157.3%
内部留保に占める割合	62.0%	57.8%	
換金性資産(推計)	68.3兆円	119.4兆円	174.8%
内部留保に占める割合	80.6%	83.6%	

「内部留保は生産設備などに使われており、現金に換えることはほとんど不可能」(日本経団連代表の岡幸秀)

* 内部留保は換金可能であり、社会に還元して有効に活用すべきである

内部留保課税のイメージ

ビケテイ「21世紀の資本」

資本収益率(r)と成長率(g)の関係 r>g

常に資本収益率が成長率を上回る傾向にあり、格差は拡大する

累進課税とともに資本への課税が重要となる

内部留保課税は資本税の一種

第1段階 ストック(142.8兆円)に20%課税 28.5兆円の徴収

第2段階 以降はフロー(平均5兆円)に20%課税 約1兆円の徴収

法人税制全体の見直しが必要

租税特別措置の見直し

受取配当金への課税

内部留保を社会的に還元する方法

①社会的圧力で内部留保を資金・雇用・国内投資を振り向けさせる

②内部留保への課税

法人課税制→株主が会社を構成、利益は配当に回り、所得に課税

法人税はその前取り

* 三木義一「よくわかる法人税法入門」有斐閣

法人税は「出資した人たちの持分に対する所得税の前取り」である(9頁)

1段階目→法人税

2段階目→所得税(2段階目に戻らない利益はどうなる?)

台湾では1998年から毎期の内部留保増加額に10%の課税

課税を回避するため配当が増加→株式市場の活性化(配当利回りアップ)、
所得税の増加

日本でも同業会社の内部留保には課税

10%～20%

③利益剰余金の損益計算書への戻し入れ

雇用拡大や下請けへ支援のため、利益剰余金の一部を非課税で損益計算書に戻し入れることを認めれば、企業は赤字を免れつつ、内部留保を取り崩すことが可能となる

収益(益金)1000	—	費用(損金)600	= 課税所得400
±利益剰余金戻入れ200(非課税)		±人件費 200 (内部留保取り崩し)	
収益(益金)1000	—	費用(損金)800	= 課税所得200

④国内の新たな産業投資の促進

内部留保から新たな産業への投資を優遇税制で誘導

ヘルスケア・子育て、クリエイティブ、新エネルギー、観光産業等への投資

中堅・中小企業、地方企業への投資

教育への投資→新たな人材作りが不可欠

<参考文献> 小栗・谷江編著「内部留保の経営分析」学習の友社

富岡幸雄「税金を払わない巨大企業」文春新書

図表4 大企業(資本金 10 億円以上、約 5000 社)の主要項目の推移

(単位:兆円)

主要項目・関連項目	2001 年	2013 年	01 対 13 年
流動資産	223.0	288.1	129.2%
現金・預金	37.4	48.6	129.9%
有価証券	7.6	16.0	210.5%
固定資産	368.0	474.9	129.0%
有形固定資産	217.9	190.9	87.6%
投資有価証券	86.8	206.5	237.9%
資産合計	591.4	774.9	131.0%
配当金	3.1	10.6	341.9%
従業員給付	52.0	50.0	96.2%
労働分配率	62.9%	55.1%	
従業員数(人)	6,810,483	7,366,909	108.2%
従業員1人当り給付(万円)	764	678	88.7%
公表内部留保(狭義)	84.7	157.2	185.6%
実質内部留保(広義)	167.8	293.5	174.9%

(注) 法人企業統計各年度版からのデータ

(出所) 小栗・谷江・山口編著『内部留保の研究』唯学書房、2015 年より作成